

富山県会計年度任用職員（クルーズ客船・外国人観光客誘致専門員）募集案内

令和8年1月14日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
クルーズ客船・外国人観光客誘致専門員	1名	1 国内外の船社、旅行会社へのクルーズ客船誘致のための営業活動 2 クルーズ誘致に関する情報収集・分析 3 外国人観光客の誘客に関する業務（通訳、翻訳、SNSでの情報発信など） 4 その他所属長が定める業務	富山県 観光振興室

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（選考等を行ったうえで、再度任用する場合があります。）

3 受験資格

- (1) 次のいずれにも該当する方が応募できます。
- ア 基本的なパソコン操作能力（ワープロ・表計算等）を有する者
イ 日本国に住所を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 求める人材

次のすべてを満たす方を募集します。

- (1) 国内外の船社、旅行会社へ営業活動を行い、円滑な関係を築ける方
(2) 英語でコミュニケーションができる方
(3) 富山県の観光振興やクルーズ客船誘致に関心と意欲のある方
(4) 継続して業務に取り組むことができる方

5 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試験日	試験会場	内 容
書面審査	受付終了後、選考 ※結果はメール又は郵送にてお知らせします。		主として、適応性、人柄等について、選考・面接
面 接	書面審査後、隨時（富山県庁本庁舎にて） ※時間、会場は書面審査合格者に別途連絡します。		

(2) 合格発表

面接後、直接または電話等で伝達します。

6 勤務条件（予定）

（1）就業場所

富山県観光振興室（富山市新総曲輪1－7）

ただし、営業活動を行う場合、営業活動先を就業場所とします。

（2）勤務時間等

ア 勤務時間

午前9時00分から午後5時00分まで（休憩時間60分、1日7時間勤務）

ただし、業務の都合により、勤務時間の繰上げ又は繰下げをすることがあります。

イ 勤務日

毎週月曜日から金曜日（週35時間）

ウ 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律による休日、

年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）

（3）報酬 月額376,780円（地域手当相当額含む。）

（4）諸手当 期末手当（年2回）

（5）費用弁償

ア 業務を行うため出張した場合、富山県職員等の旅費に関する条例に基づき費用弁償を支給します。

イ 通勤費用相当分は、富山県一般職の職員等の給与に関する条例に基づき費用弁償を支給します。

（6）社会保険等

健康保険、介護保険（40歳以上65歳未満の場合）、厚生年金保険、雇用保険等

（7）休暇

ア 年次有給休暇（6ヶ月間継続勤務し、8割以上勤務した場合に所定の日数を付与）

イ その他「富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」による休暇を付与

7 申込手続

（1）申込み及び問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1－7 富山県観光推進局観光振興室国際観光課（TEL:076-444-9690）

（2）申込方法

次の書類を同封し、封筒に「クルーズ客船・外国人観光客誘致専門員申込み」と朱書きし、受付期間内に富山県観光推進局観光振興室国際観光課に持参または郵送（必着）してください。

・履歴書（富山県観光振興室指定のもの ※富山県HPからダウンロードできます。）1通

（3）受付期間

令和8年1月30日（金）まで

持参の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

8 その他

（1）地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

（2）採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）

（3）会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度当初予算の成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。